



守谷市立守谷小学校 いじめ防止基本方針(概要)



いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校(未然防止)

いじめを「しない、させない、見過ごさない」

児童の育成

☆授業、学級活動の充実

- ・分かる授業で自己有用感を味わわせる
- ・相手を思いやる学級づくり

☆道徳教育の充実

- ・豊かな情操教育や道徳心を養う
- ・心が通い合う人間関係づくり

☆人権尊重の啓発

- ・なかよし集会の実施
- ・人権作文、人権標語、児童会主催の集会

☆情報モラル教育の推進

- ・発達段階に応じた情報モラル教室

☆いじめ問題に対する研修の充実

- ・事例研究を通じて、具体的対応方法を研修
- ・情報モラルへの理解を深める



守谷小学校の目指す生徒像

- ◎よく考え学び合う子
- ◎仲良く助け合う子
- ◎体をきたえ励まし合う子



それって…いじめ? (早期発見)

☆いじめ調査の定期的な実施

- ・全児童対象の学校生活アンケート(毎月)

☆いじめ防止対策委員会

- ・定例会(学期1回)

☆いじめ相談体制の整備

- ・担任による相談(随時)
- ・さくらんぼ相談箱の設置
- ・心の相談員や緊急カウンセラーの活用

もしも…いじめが… (早期対応)

対応として次のことをします!

- ☆チームで取り組みます。
- ☆関係機関との連携を図ります。
- ☆丁寧な指導をします。

相談体制

いつでも どこでも 誰にでも

◆守谷小学校

(担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭 等)

TEL 0297(48)0035

◆守谷市教育委員会指導室

TEL 0297(45)2184

◆いじめ解消サポートセンター

TEL 029(873)6770